

表彰規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の会長が行う表彰について必要事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 会長が行う表彰の種類とその対象者は、次のとおりとする。

(1) 永年会員表彰

ア 永年会員表彰は、個人正会員及び法人正会員（以下「会員」という。）を対象とする

(2) 功績表彰

ア 功績表彰は、協会役員、医業経営コンサルタント資格認定審査会及び常任委員会の委員並びに支部長（以下「役員等」という。）を務めた個人正会員を対象とする

イ 協会の運営、業務に対し、顕著な功績をあげた会員を対象とする

(3) 貢献協力表彰

ア 貢献協力表彰は、協会に対する貢献度、協力が顕著な会員以外の者を対象とする

(4) JAHMC学会賞

ア JAHMC学会賞は、日本医業経営コンサルタント学会の一般演題発表者を対象とする

(5) JAHMC機関誌賞

ア JAHMC機関誌賞は、機関誌JAHMCへの投稿者を対象とする

(6) その他会長が別に定める協会職員を対象とする表彰

(永年会員表彰の要件と表彰方法)

第3条 前条第1号に規定する永年会員表彰の要件は、次のとおりとする。

(1) 協会に在籍した年数が20年を超える会員に対し、20年永年会員表彰

(2) 協会に在籍した年数が30年を超える会員に対し、30年永年会員表彰

(3) 在籍期間には、会員休止期間は含まれない

2 協会に在籍した年数計算は、次のとおりとする。

(1) 年限の基準は、当該表彰の年の4月1日とする。

(2) 在籍年数には、休止会員期間及び綱紀監察規程第6条に規定する「会員の権利の停止」及び「業務の停止」の期間は除算する。

(3) 在籍年数は、中断してもその前後を通算することができるものとする。

(4) 起算は、平成2年11月1日（協会設立日）以降からとする。

3 表彰日には受賞式を行い、受賞者を代表する者に会長から表彰状及び副賞として3,000円相当の商品券を贈呈する。

(功績表彰の要件と表彰方法)

第4条 第2条第2号に規定する功績表彰の要件は、次のとおりとする。

(1) 任期（3期6年）を満了して辞任した役員等

ただし、再任又は引き続き他の委員会の委員に委嘱された場合を除く（この特例として、委嘱期間中に通算任期が10年を超えた者又は70歳に達した者については、表彰候補者とすることができる）

(2) 会長が特に功績表彰に値すると認め、理事会が承認した場合

2 次の各号に該当する場合は、各号のとおり取り扱うこととする。

- (1) 第1項第1号に規定する任期の途中で辞任した場合であっても、他に役員又は常任委員会・特別委員会等（以下「委員会等」という。）の委員に就任した期間を有する者については、総務委員会が任期満了と同等とみなすことが妥当であると決議した場合には、表彰候補者として理事会に報告することができる。
 - (2) 第1項第1号ただし書きの規定は、異なる委員会等の委員に連続して在任した場合と同一委員会に再任されて在任した場合との均衡を考慮して、同一とみなして運用するものである。
 - (3) 役員又は医業経営コンサルタント資格認定審査会委員及び綱紀監察審査会委員（以下「審査会委員」という。）で他の役職を兼務している者の表彰の基準は次のとおりとする。
 - ア 役員と他の役職を兼務している者は、役員を辞任した以降に表彰候補者とする。
 - イ 審査会委員と役員を除く他の役職を兼務している者は、審査会委員を辞任した以降に表彰候補者とする。
 - ウ 委員会等の委員と支部長を兼務している者は、委員会等の委員を辞任した以降に表彰候補者とする。
 - (4) 第1項第1号に規定する任期（3期6年）をもって表彰する者にあつては、3回を限度として表彰することができるものとする。
 - (5) 第1項第2号に規定する「会長が特に功績表彰に値すると認め、理事会が承認した場合」とは、協会運営に対する功績が顕著で功績表彰に値するとして、会長又は会員及び関係団体等から推薦又は依頼等があった場合であつて、総務委員会での推薦理由等が妥当であるか調査等を行い、会長に表彰候補者として報告された者とする。
- 3 表彰日には授賞式を行い、受賞者を代表する者に会長から表彰状及び副賞として、役員の辞任の場合は30,000円相当、その他の辞任の場合及び第2号該当者は20,000円相当の商品券とする。

（貢献協力表彰の要件）

第5条 第2条第3号に規定する貢献協力表彰の要件は、次のとおりとする。

- (1) 協会に多大な便益をもたらし、顕著な功績をあげた会員以外の者で、会長が認め、理事会が承認した場合
 - (2) 協会の事業に賛助して、協会に対して多額の寄附をした会員以外の者
- 2 前項第1号に規定する「会長が認め、理事会が承認した場合」とは、協会運営に対する貢献、協力が顕著で会長又は会員から推薦があった場合であつて、総務委員会での推薦理由等が妥当であるか調査等を行い、会長に表彰候補者として報告された協会の会員以外の者とする。

（欠格事項）

第6条 第3条及び第4条に規定する要件を満たしている場合であっても、次の各号に該当する者は表彰の対象から除外する。

- (1) 綱紀監察事案に該当し、処分を受けた者
ただし、処分を受けてから長期の年数を経過している場合であつて、会長が表彰候補者と認めた場合は適用しない
 - (2) 会員としての品位を損ね、又は協会の事業に協力しない者
 - (3) 会費を滞納している者
- 2 前項第1号ただし書きに規定する「長期の年数を経過している場合」とは、次のとおりとする。
- (1) 改善勧告の処分を受けた会員… 処分後、3年を経過した者
 - (2) 戒告の処分を受けた会員… 処分後、5年を経過した者
 - (3) 会員の権利の停止を受けた会員… 処分後、10年を経過した者
 - (4) 医業経営コンサルタントとしての業務の停止… 処分後、10年を経過した者
 - (5) 医業経営コンサルタントの登録の取消の処分を受けた者については、前項第1号ただし書きの

規定を適用することができない。

(推薦等)

第7条 役員又は支部長は、第4条第2号及び第5条に該当すると思われる者があったときは、所定の被表彰者推薦調書【様式第(会)－12号】により所属支部を経由して会長に推薦することができる。

2 表彰の候補者が叙勲、褒章、大臣表彰及び会長表彰を既に受けている場合は、その受章の趣旨又は種類が同じ場合には、表彰の対象としないことができる。

(調査・答申)

第8条 総務委員会は、会長の指示を受けて、表彰の候補者にかかる理事会審議に、必要な事項について調査する。

2 総務委員会は、前項の調査結果を理事会に報告し、理事会においては、審議のうえ、表彰者を会長に答申する。

3 総務委員会は、関係する委員会の協力を得て、表彰候補者の「表彰の種類」の適否、「表彰要件」の充足状況、「欠格事項」の有無、「推薦等」の有無と推薦内容、その他理事会審議に必要な事項について調査する。また、理事会への報告にあたっては、必要に応じて総務委員会の意見を付すことができるものとする。

(決定及び通知)

第9条 会長は、前条第2項の答申に基づき、表彰者を決定し、本人に通知する。

(表彰日)

第10条 表彰は、原則として次のとおり行うこととする。

- (1) 永年会員表彰は、6月の定時総会で表彰
- (2) 功績表彰は、3月の臨時総会で表彰
- (3) 貢献協力表彰は、記念式典挙行時に表彰
- (4) JAHMC学会賞は、日本医業経営コンサルタント学会で表彰
- (5) JAHMC機関誌賞は、3月の臨時総会で表彰
- (6) 第2条第6号に規定する表彰は、協会設立日の11月1日付で表彰

(永年会員表彰・功績表彰以外の表彰の方法)

第11条 表彰は、会長が行い、表彰状及び副賞を贈呈する。

2 副賞は、記念品とし、その品目は、理事会において決定する。

(その他)

第12条 JAHMC学会賞及びJAHMC機関誌賞の表彰については、広報委員会の所管とし候補者の選考基準の作成等の取扱は、広報委員会において別に定めるところによる。

2 協会職員を対象とする表彰については、会長が業務執行理事と協議して別に定めるところによる。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

表彰候補者選考基準を廃止し、この規程は、令和 3 年 2 月 19 日から施行する。